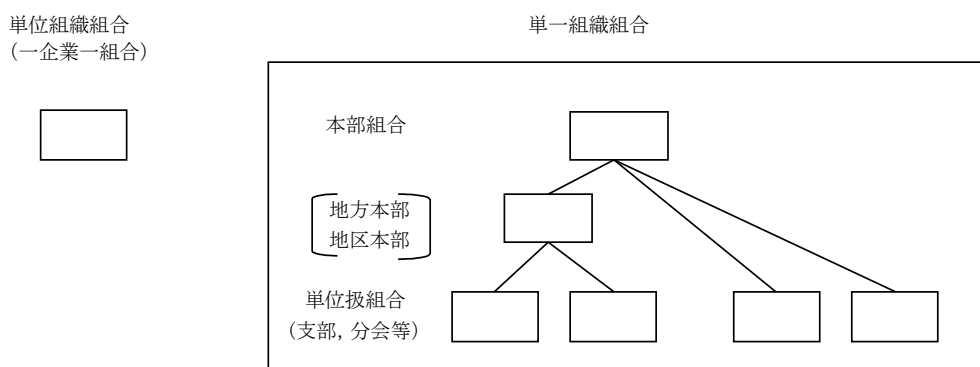


利用上の注意

- 1 本概況は、平成22年1月～12月における労働争議について集計したものである。ただし、平成21年以前から繰り越された労働争議が含まれる。また、2ヶ月以上にわたる労働争議は1件の労働争議として計上した。
- 2 労働争議の件数は、原則として単位労働組合^(注)が自ら有する争議権に基づき独自の立場で実施する労働争議(単独争議)を1件として取り扱うが、上部組合(連合団体)が下部組合(単位組合)の争議権を集約し、上部組合の発する争議指令に基づき多くの下部組合が一同となって実施する労働争議(連合争議)も1件として取り扱う。したがって、1件の労働争議でも複数事業所又は複数企業に及ぶもの(連合争議、合同労組の労働争議等)もあれば、逆に1事業所又は1企業の労働争議でも2件以上に及ぶもの(1事業所、1企業に複数組合がある場合)もある。
(注) 単位労働組合とは、支部等下部組織を有しない「単位組織組合」及び支部等を有する労働組合(「単一組織組合」)の最下部組織である「単位扱組合」をいう。



- 3 争議行為を伴う争議で複数の行為形態を伴う労働争議(例えば「半日未満の同盟罷業」と「半日以上同盟罷業」が併存する場合など)は、それぞれの行為形態で計上してあるので、「争議行為を伴う争議」の計又は「半日以上同盟罷業及び作業所閉鎖」の計の件数、行為参加人員及び労働損失日数は、それぞれの行為形態の積み上げの合計とは必ずしも一致しない。
- 4 産業は、平成19年11月改定の日本標準産業分類に基づき表章している。
- 5 統計表等に用いている符号は次のとおりである。
「-」は、該当数値がないものを示す。
数値の左に「△」が付されているものは、マイナス値を表す。
- 6 対前年比及び構成比は表章単位未満を四捨五入している。